

## 平成24年第11回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成24年11月 7日 (水)  
午前9時35分 から 午前10時 6分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員 (11名)
  - 1番 木村茂人
  - 2番 塚田修彦
  - 3番 後藤政次
  - 4番 小野三幸
  - 5番 大仁田金次
  - 6番 松本良明
  - 7番 田中文彦
  - 8番
  - 9番 西田悟
  - 10番
  - 11番
  - 12番 錦戸幸春
  - 13番 宮崎敬三
  - 14番
  - 15番 岡村貞夫 (会長)
4. 本日の欠席委員 (4名)
  - 8番 内尾明美
  - 10番 高道修二
  - 11番 山本政人
  - 14番 山下時義 (職務代理者)
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第85号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
  - 日程第3. その他
6. 総会書記 (農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1, 開 会

開会午前9時35分

議 長 おはようございます。  
定刻になりましたので、ただいまから平成24年第11回農業委員会  
総会を開会致します。

本日は内尾委員さん、高道委員さん、山本委員さん、山下委員さんの  
4名が欠席でございますが、総会は成立しております。

11月1日熊本市で開催されました、熊本グリーン農業推進の県民大  
会でイタリア料理店のオーナーシェフ宮本けんしんさんの講演で生産  
者が一生懸命作る農産物なのだから使う側の料理人や消費者も勉強し  
なければならない。安心・安全だけでなく味の違いもわかってほしい  
というような講演をなされております。グリーン農業は地下水や自然  
環境を守り安全・安心な農産物供給を目指しているところでございま  
す。まあそう言うことで新聞報道がなされておりましたので皆様方にも  
ご紹介いたしておきます。

### 2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議 長 議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指  
名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、1番の木村茂人委員さんと2番の塚田修彦委員さんにお  
願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂  
本氏、田尻氏を指名致します。

### 3, 議 事

議 長 それでは、議事に入ります。まず日程第2. 議案第85号 農業振  
興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更についてを上程を致しま  
す。  
事務局に説明を求めます。

事務局 それでは日程第2. 議案第85号、農業振興地域整備計画に係る農用  
地利用計画の変更についてご説明いたします。

全部で2件ございます。まず整理番号1からご説明いたします。

3ページをお開き下さい。

申請人は3ページ記載の個人です。申請物件は上津深江の畑1筆487.33㎡です。施設の概要は個人住宅で申請理由は、現在借家で生活しており、いつかは土地を購入し新居を建てたいと考えていたが、条件的に折り合いが見つからなかった。今回祖父が高齢化により農業の規模縮小を考え、畑地の一部を譲っても良いという意向で申請の運びとなった。他に代替える用地もないことから、申請地を宅地として造成し管理したい。ということでございます。

場所及び概要につきましては4ページから9ページをご覧ください。

転用の可能性についての審議要点、転用目的の適否、使用目的の確実性、土地の選定、申請目的の実現性、被害防除対策につきましては、申請地は高台にあり町道に面した所に位置し、近隣には病院、福祉施設等があり住宅地として利便性が高い。

造成中及び造成後の被害防除対策の計画がしっかりなされ、隣接等の関係権利者の同意がとれていること。又現地確認及び本人への聞き取りの結果適当であると判断します。

なお、農用地区域除外後の立地条件は第2種農地扱いとなり転用もできる扱いと判断しております。

続きまして整理番号2ですが10ページをお開き下さい。

申請人は10ページ記載の個人です。申請物件は志岐の田99㎡です。施設の概要は、個人住宅で申請理由は、申請地は、昭和56年頃に申請者が隣接地において新居を建築する際に、自己所有地だけでは手狭なため所有権移転を伴う農地転用を考え所有者と相談してきたが、当時は相続関係で所有者の親族間での調整がつかず、やむを得ず農地のまま賃貸借契約を行い、宅地として利用してきた。

今回、相続登記が無事終了したことから、改めて所有権移転の相談を行い申請の運びになった。既に住宅を建設し居住しており、他に代替える用地もないことから申請地を宅地として引き続き管理したい。ということでございます。

場所及び概要につきましては、11ページから16ページをご覧ください。

転用の可能性についての審議要点の転用目的の適否、使用目的の確実性、土地の選定、申請目的の実現性、被害防除対策につきましては、申請地は宅地と隣接しており、周辺も宅地が造成され住宅地として利便性が高い。

又、申請理由にもありますように、住宅を建設してから30年以上が経過し今回始末書を添付しての申請となっております。隣接等の関係権利者の同意がとれていること。又現地確認及び本人への聞き取りの結果適当であると判断しております。

なお、農用地区域除外後の立地条件は第2種農地扱いとなり転用もできる扱いと判断しております。

又、この2件の案件は芥北町長より農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）申請の提出に伴い「農業振興地域制度に関するガイドライン第11の1の（3）の②」により転用の可能性について合議を求められましたのでご審議をよろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長 はい。ありがとうございました。只今事務局から説明を頂きましたが皆様方御存じのとおり、農振地域除外のことで芥北町長から農業振興整備計画の変更ということで合議を求められております。

先程事務局の方から説明を頂きました合議の意味合いを皆様方に配っておりますのでこの合議の意味が完全にわかっていらっしゃる方ばかりではございません。私自身もこういう法律の文面化した書類は持っておりませんでしたので、事務局にお願いして作成してもらったわけでございます。まあそういうことで町長からの合議でございますので、1件ずつ処理をして参りたいと思います。まず、一件目につきまして整理番号1の件について皆様方のご意見を伺いたいと思います。ご意見ございましたら挙手をお願いいたします。

1 番 はい、

議 長 はい、どうぞ。

1 番 あのう、一番のこれなんですけど、これについては申請理由の中に書いてありますように、祖父が高齢で80何歳になっております、息子についても60才近くで農業をやっていないということで、現在の所、田を少し作っている状況で殆ど後は空いているような状況です。そういった中での孫に対しての宅地提供ということで聴いておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 他にご意見はございませんか。

7 番 はい

議 長 はい、どうぞ。

7 番 えー、あのう先程からまず最初は課長さんの方からこういった農地の移動やら或いは振興地区域の問題点についてお話しがありましたが、過去においてもそういう行き違いはありました。というのは農振の方でまず審議をして、それを農業委員会へ持ってくるというのが最初の時点では審議の方法だったと思います。そこら辺が若干のどういう行き違いがあったのか知りませんが課長さんから謝罪がありました。そこら辺は農業委員会の委員さんからはなにもなかったんでしょう。何かありましたか。

事務局 農業委員会の委員さんからはなにもありません。  
担当としてもいま田中委員さんからありましたように、農振の除外を受けて農業委員会にかけるとそこがあつてみたいですね。農振を除外するのに今事務の方から説明がありましたように農振に除外を町がするとき合議をしなければならぬと、そのへんのところが頭から抜けていたと、農振をして農業委員会に提出するという勘違いをしていたということで今度急遽出さしていただいたということでございます。

議 長 はい。えーこういうケースは過去にもあったということでございますが、やはり農用地を転用するときには、町長からまず最初に農業委員会で合議を聞くとそれで農業委員会の転用の見込みがあるということになって初めて総合農政審議会、今月の12日にあるのでそこで総合農政審議会で可決をされますと県のほうへ書類が提出されて行くわけでございます。今課長さんから話がありましたように、年に2回しかなかさうです。だから是非今回の11月の県の会議に間に合うようにというようなことで、町の方も12日に総合農政審議会をされるというようなことになっておりますが、やはり県の方に書類を出すときには農業委員会のこの合議というのが重要になってきますので、それを付けて県の方へ出す。そしてそれが返ってきて、年明けになると思えますけれども、農地の転用が又うちの農業委員会の方へ返ってきます。そこで初めて農地から今度宅地の方へ皆さんのご意見を頂戴して賛同いただければそういう風になるという手順になっております。この点

が委員皆様も充分把握していらっしゃる人も中に入るのではないかと思います、合議の書類を作っていたいただいた訳でございます。

議 長 それでは次、整理番号2にたいしてのご意見のあられる方は挙手をお願いいたします。

5 番 えーと

議 長 はい、どうぞ

5 番 今回の年で年に2回あると、2回の県の時期はわかっているのでしょうか。

事務局 11月、12月に1回と5月、6月に1回です。

5 番 申請除外がだいぶ手のいるという話は聞いていたが、なんでかなと言うのが今わかりました。農業委員もそれを把握しとかんと。

1 番 県の方はそういうことで2回しかなか訳ですけど、申請者はまったくそれがわからないわけですよ。今度たまたまあったのは、11月に合わせるために今日の会議なんですよ。あと12月、1月に申請されても普通の時の総会でよかわけですよ。今度2回しかないうちの11月に合わせるための臨時的な総会なんですよ。ですから農業委員が知っているんじゃなくて、逆に申請をされる人がそういうことをせんと、11月に申請をされても来年の5月～6月ですから極端に言う一年家を建てるまでにかかってくるんですよ。農業委員ももちろん知っておかないといかんけれども、農業委員には家を建てるというのは入ってこんわけですので、申請の段階で金融機関の方がしつとかな融資とか家自体が建てられんような状態ですよ。私もそういう発言をするのは、仕事をしている段階で、勤めているときにそういう事例がありましたので、家を建てるのに一年かかるよと。今度県から指示があって初めて家を着工できる状態になつとですよ。ナンバー1も来年しか着工できない状態ですよ。事務的な県の会議もそういうことだし、町の審議会も毎月は無いでしょうから、それに合わせて申請者が金融機関なりに相談をしていないと何も出来ずに半年間過ぎてしまう。そういうことにもなるかと思えます。

- 議 長 他にご意見はございませんか。
- 4 番 はい。
- 議 長 はい、どうぞ
- 4 番 この番号1のこの土地には今は何か作物を作りよらすとですか。
- 1 番 今ですね・・・場所はですね楽洋の里があって、その上の方に駐車場があります。その横に今は家庭用菜園をしてあります。作付けをしてあります。それを取り払って着工がいつかわかりませんが、そう言った状態になるかなと確認をしています。殆ど作っていない。畑はきちんと草一本植っていないけれど、家庭用菜園を作っている場所が転用になるところですから、玉ねぎとかも4月、5月だから着工が早ければそれを取り除く必要があるかなと思っています。
- 4 番 荒れてはいないですか。
- 1 番 荒れてはいません。全く草一本ありません。
- 議 長 それでは、整理番号2につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。  
ございませんか。  
  
(はい) のこえ
- 議 長 無いようでございますので整理番号1、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。  
  
(全員賛成)
- 議 長 整理番号1、整理番号2につきまして、全員賛成でございますので、許可見込みありと決定致します。
- 議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局からその他の項でお願いいたします。

事務局 それでは、その他の項で説明いたします。

(資料により説明する)

1、農地改良届について

2、その他

○次回第12回総会は11月26日、月曜日の午前9時30分開催  
予定

議長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成24年  
第11回総会を閉会いたします。

閉会午前10時 6分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_